

用等の方法又は場所若しくは期間を限定して生物多様性影響が生ずることを防止する場合には、それぞれ、使用等の方法、使用等を限定する場所の具体的な地域名若しくは施設の名称及び所在地又は使用等の期間を具体的に記載すること。

- 7 生物多様性影響評価書その他遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第6条に規定する書類を添付して提出すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

4 主務大臣は、第一項の承認の申請があった場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請に係る第一種使用規程について、生物多様性影響に関し専門の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

(学識経験者からの意見聴取)

第九条 主務大臣は、法第四条第四項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により学識経験者の意見を聴くときは、次条の学識経験者の名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

(学識経験者の名簿)

第十条 主務大臣は、生物多様性影響に関し専門の学識経験を有する者を選定して、学識経験者の名簿を作成し、これを公表するものとする。

主務大臣が第一種使用規程の承認申請があった場合に、申請者から提出される「生物多様性影響評価書」等をもとにして承認の可否を判断することとなるが、生物多様性影響の有無については科学的知見をもとに判断する必要があることから、専門の学識経験者からの意見聴取の手続きを位置づけている。

具体的には、主務大臣は学識経験者の名簿を作成し、その名簿に記載されている者の意見を聴くこととされている。学識経験者の選定については、基本的事項第一の1の(2)イにおいて、遺伝子組換え生物等の特性に関し知見を有する専門家と影響を受ける可能性がある生物、生態系等に関し知見を有する専門家から選定することとされている。

5 主務大臣は、前項の規定により学識経験者から聴取した意見の内容及び基本的事項に照らし、第一項の承認の申請に係る第一種使用規程に従って第一種使用等をする場合に野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生物多様性影響が生ずるおそれがないと認めるときは、当該第一種使用規程の承認をしなければならない。

6 第四項の規定により意見を求められた学識経験者は、第一項の承認の申請に係る第一種使用規程及びその生物多様性影響評価書に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

7 前各項に規定するもののほか、第一項の承認に関して必要な事項は、主務省令で定める。

第5項では、第一種使用規程の承認の判断基準を示している。「生物の多様性」は法第三条第7項において「生物の多様性に関する条約第二条に規定する生物の多様性」と定義し、「生物多様性影響」については法第三条で「遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であって、生物の多様性を損なうおそれのある影響」と定義しているが、第5項で

は、生物多様性影響についてより具体的に規定することが望ましいことから、「野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生物多様性影響」と生物多様性影響の例示を規定している。

この例示で示されているように、生物多様性影響には、遺伝子組換え生物等が「野生動植物」に及ぼす影響が含まれることとなり、「野生」でない状態の動植物への影響を考慮しているものではない。野生動植物については、明確な定義はないが、例えば鳥獣保護法では、鳥獣を「鳥類又は哺乳類に属する野生動物」と定義しており、「野生鳥獣」の考え方として、人為によらずに生息している個体としており、人が餌を与えることによるみ生息している個体は、「野生鳥獣」の範疇には含めないこととしている。

このような考え方から「野生動植物」には、人が飼養している動物、栽培している植物は含まれないと考えることが適当である。農地で栽培されている植物や家畜への影響は、生物多様性影響評価の対象には含まれない。

主務大臣は生物多様性影響が生ずるおそれがないと認めるときは、第一種使用規程を承認しなければならない。また、生ずるおそれがあると認めるときは、法第五条に基づき申請の修正の指示もしくは拒否をしなければならない。いずれにしても主務大臣はおそれがあるかないかのいずれかの判断を求められることとなる。

なお、議定書では、生物多様性への影響の程度に関し、関連する科学的な情報及び知見が不十分であるために科学的な確実性のないことは、遺伝子組換え生物等の輸入の決定を妨げるものではない旨（第十条第6項など）規定されている。

第一種使用規程、生物多様性影響評価書には、申請者にとっての秘密情報が含まれている場合があることから、第6項では、学識経験者が知り得た情報を漏らし、盗用することを防止している。

第五条関係

（第一種使用規程の修正等）

- 第五条 前条第一項の承認の申請に係る第一種使用規程に従って第一種使用等をする場合に生物多様性影響が生ずるおそれがあると認める場合には、主務大臣は、申請者に対し、主務省令で定めるところにより、当該第一種使用規程を修正すべきことを指示しなければならない。ただし、当該第一種使用規程に係る遺伝子組換え生物等の第一種使用等をするのが適当でないとき認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による指示を受けた者が、主務大臣が定める期間内にその指示に基づき第一種使用規程の修正をしないときは、主務大臣は、その者の承認の申請を却下する。
 - 3 第一項ただし書に規定する場合においては、主務大臣は、その承認を拒否しなければならない。

（第一種使用規程の修正に関する指示）

第十一条 法第五条第一項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指示は、文書によりその理由及び法第五条第二項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）に規定する期間を付して行うものとする。